

逗子海水浴場のあり方検討会 概要

平成 26 年 4 月 15 日（火） 14：30～16：45

逗子市役所 5 階 第 5 会議室

1. 開会

- ・ 事務局があり方検討会は傍聴できることと、メディアの頭撮りについて説明。
- ・ 前回欠席者を含めて、今回初参加のメンバーの自己紹介

2. 議題

(1) 2014 年度逗子海水浴場のルール（案）について

1 ページずつ意見・提案等を出すかたちで進行

I 基本事項（2014 年度ルール（案） 1 ページ）

- ・ 2014 年度ルールから、(5) イベントの項目が消えたのはなぜか。
→事務局：ルールにそぐわないと考え消しただけで、特に何かあるわけではない。
- ・ 「4 市からの指導・勧告」の更に警告書を受けた場合の、更にとは 3 回以上警告を受けた場合と解釈してよいのか。
→事務局：実際には、海岸組合が実施する箇所なので、この場では決めかねる。
- ・ 安全で快適な海水浴場の確保に関する条例施行規則に規定されている営業時間と、海水浴場開設時間が違うがなぜか。
→事務局：9 時から 17 時というのは、市が鎌倉保健福祉事務所より許可を得て開設している海水浴場の開設時間であり、18 時 30 分までというのは、海の家営業時間となっている。
- ・ 市民メンバーの 1 人より、改訂案の提案とその説明。
- ・ 「1 目的」の箇所に「公共性」という概念・言葉を盛り込むことは良いと思う。
- ・ 逗子に「ふさわしいもの」や、「公共性」については、個人により解釈が違うため、具体的内容を定める別の協議や、指針、ガイドラインが必要だろう。
- ・ 「ふさわしいもの」というのは難しく、その指針を短期間で作るのは無理だろう。
- ・ 「ふさわしいもの」を作る意識を持たせるため、ルールに入れて良いと考える。
- ・ 「公共性」という言葉を入れてもマイナスになることはないので、入れても良いと考える。
- ・ 「ふさわしいもの」については、解釈の違いから、逆に今までには無い滅茶苦茶なやり方をする海の家が出るリスクもある。
- ・ 「ふさわしいもの」については、主旨は良いものだとは思いますが、早急に入れず、夏以降の中長期的な展望についての話し合いの際に議論しても良いのでは。
- ・ 「ふさわしいもの」の具体的な指針を決定することはかなり難しいと考えるが、抽象的なものであっても入れることで、中長期的な展望の話し合いの礎となり、今後肉付けし、深く掘り下げていけば良いのでは。

- ・ 「観光価値のある逗子海岸」のように観光第一で進めていくと観光的には美しくても、近隣住民にとってはそうではないという状況が発生するのではないか。
- ・ 「公共性」を入れることで、利用者も「公共性」のもとで安全で快適な海水浴場となるということを心掛けなければならないので、良いと思う。ただ、1-2、3、4（別添資料参照）については事業者の「公共性」が強まり、利用者の「公共性」が薄まるので入れないで良いのでは。
- ・ 1-4については、場合によっては工事が必要となる大きな話ではないか。
- ・ 1-1、2、3、4を2014年度ルール（案）に追加をするかについて、多数決を実施。
→1-1については、賛成多数で可決
→1-2については、賛成4名、反対11名で否決
→1-3については、賛成5名、反対9名で否決
→1-4については、賛成7名、反対4名で可決

～海岸組合のあり方検討会への参加について～

- ・ 海岸組合が検討会に参加しておらず、市と組合が係争中の現状で、この議論について実施可能性はあるのか。市、組合、市民の3者で一体となり、協力する必要があるため、検討会に組合は必要だと考える。
- ・ ルールに関しては、最終的には公の力を使って守られるようにしなければならず、委ねるしかないのではないかと。
- ・ 委ねたものに組合が答えてくれる状況が必要。組合と話し合いをして、ルールを守ってもらえるという前提を作りたい。
- ・ 海岸組合が参加すると、市民全体と組合という構図になる。検討会メンバーの意見は市民全体の意見ではなく、海岸組合はメンバーの意見に対して答えるので、逆に市民の意見がまとまらなくなる気がする。
- ・ 最初は吊るし上げとなってしまうかもしれないが、海岸組合には検討会に参加してもらい、市民の生の声を聞いてもらいたい。
- ・ 当初、海岸組合は検討会のメンバーとなっていたが、市が呼び掛けてないのか、海岸組合が辞退したのか、どちらか。
→訴訟の当事者である海岸組合に、声をかけないという判断をしたのは市である。
- ・ やはり、海岸組合と同じテーブルについて話をした方が分かりやすい。一番の当事者であり、条例を守ってもらうにも海岸組合の協力が必要。お互いに歩み寄ることも必要。次回のあり方検討会には、海岸組合の参加を望むことを検討会として提案して良いか。
→結果：賛成多数
→ご提案いただいたので、海岸組合に参加を呼び掛けるかを市長と検討する。

～その他～

- ・ 海岸に交番を作って欲しい。それで全ての問題が解決するのでは。

II 建築期間及び解体期間（2014 年度ルール（案） 2 ページ）

- ・ 建築及び解体期間は短縮して、海水浴場期間を延長することができると考えるが。
- ・ 建築及び解体期間が短縮されると、建築の仕方が雑になってしまうのではないか。
- ・ 建築及び解体期間を短縮すると海の家負担となるので、市が補助金を出すことをセットにして実現できるのではないか。
- ・ 海岸組合の関係もあると思うが、一斉に海を家の建築を開始して、努力すれば建築及び解体期間を短縮できると考える。建築及び解体期間中の海岸は汚い。
→海水浴場開設期間については、66 日間としての予算が議会でも承認済みであり、変更することは難しい。
→建築期間については、悪天候の日は作業ができないこと、また建築に関わる業者が何軒かの海の家を掛け持ちしていると聞いている。
→補助金については、予算措置も必要であるため今年度は難しい。
- ・ 建築関係車両の海岸乗入れ可能時間を 17 時までとして欲しい。
- ・ 海の家が大型化したことも、建築及び解体期間中に発生する問題の要因だと考える。建築及び解体期間を短縮して、その中で可能な限りの仕上がりで海の家を建築してもらう、という考え方はどうか。
- ・ 建築及び解体期間については継続課題とすべきだと考える。いきなり示されても事業者側にも事情があり困惑するだろう。今夏の様子を見て判断する方が良いのでは。
→建築及び解体期間の短縮は、補助金とのセットであるため、補助金が難しいのであるならば、とりあえず提案を取り下げることになった。

IV 営業に関する注意事項及びルール

- ・ 条例施行規則で規定されている営業時間や音楽について、市が条例等を制定した主旨もわかるので、例外となる特別な海の家（安全で素敵な海の家）という制度を作ってはどうか。選び方は、市長が選んでも良いし、あり方検討会が選んで市長に提言しても良いと考える。
- ・ 特別な海の家を選ぶ段階から、問題が発生するのではないか。特別な海を家の基準を示すマニュアルのようなものが必要となると考える。
- ・ 2013 年度のルールで、相当な規制や指導をしてもルールが守られなかった。また、海岸近隣住民目線からすると、夏に騒音等が酷くても逃げるできない。以上の点から、海を家の経営は、条例施行規則に則ってやってもらいたい。
- ・ 今年は、昨年等の厳しい状況から市民として何をすべきか、という年であり、また、海水浴場は海岸近隣住民の安全があつてこそのものである。1～2 年しっかりとやって、落ち着き、理解を得てから初めて新しい姿を目指した方が良いだろう。
- ・ 特別な海の家というのには、基本的には賛成。また、海岸組合も一般的には加害者だと思われているが、被害者としての一面も持っている。だが、今回市長が色々と踏まえた上で条例を提案したのは、一度まっさらにリセットしようとの事だと思い、議会もこれを承認している。今この場では結論は出さずに、次回海岸組合が参加するということであれば、それから話し合いをしても良いのではないか。

事務局：海岸組合との話し合いの前に、提示 2014 年度ルールについては、あり方検討会の案をまとめていただきたい。

フリートーク

- ・ ルールは毎年更新するのか。
→事務局：毎年更新する。
- ・ 水上バイクを使用した営業について、遊泳者が遊泳区域外を泳いでいたときに事故が発生したら、自己責任となるのか。正直、騒音がひどいものもあるが、それ以上に危険なので水上バイクを使用した営業は止めて欲しい。本当のことを言うと、海水浴場には適さないのではないかと思う。
- ・ ルールを作成しても、守らない人もいる。厳しくなったものがどのように運用されるのかを見てみたい。厳しいルールであればあるほど、ルールを守らない人は必ずおり、それを見て子どもがどの様に思うだろうか。厳しすぎず、緩すぎずのバランスを可能な限りとることが重要。
- ・ 余りにもルールでがんじがらめにして統制社会のようになると、安全安心ではあるが、何も無くなってしまう。自由な部分や文化的な部分は残す必要がある。ルールを直す際に、今年一旦厳しくするのはしょうがないが、それが今後ずっと続くと衰退してしまう。
- ・ 入れ墨・タトゥーの露出禁止等をルールで定めなければならないことが、情けない状況だと考える。それを踏まえた上で、特別な海の家を作り、本当に良いものを抽出するのが良いと考える。今年結論がでないこともありだとは思いますが、検討をすることで来年以降に繋がるのではないか。
- ・ 2014 年度ルール（案）の「Ⅱ建築解体期間 ⑩」について、これは音の問題などよりも重要だと考える。全然守られていないので、もっと厳しくして欲しい。
- ・ 砂浜では道路等と違い、法律がないので建築時に無法地帯となってしまう。市が行政として前に出ていく必要があると考える。
- ・ 今年海の家が、昨年よりも多く出店して範囲が広がるとの話を聞いたがどうなのか。
→市としては聞いていない。

この検討会は、組合がやろうとしていることの情報を共有していかないと、空回りに終わってしまうと思うので、市としても情報を提供して欲しい。

- ・ 市民メンバーの 1 人より、中長期的な海岸の具体像の提案とその説明。各団体に持ち帰ってもらいたいとのことであった。